

指導者訓練に関する教育規程の改正

隊指導者上級訓練課程の改定に伴い、以下の通り関連規程を改正する。

第4章 都道府県連盟、第5章 地区

<改正条文>

本則

- 4-19 県連盟コミッショナーの委嘱及び任務等
- 4-20 県連盟副コミッショナーの委嘱及び任務等
- 4-21 団担当コミッショナーの委嘱及び任務等
- 5-8 地区コミッショナーの委嘱及び任務等
- 5-9 地区副コミッショナーの委嘱及び任務等

※改正規程（表右側）のコミッショナー名称は、予定されている改正後の名称で表示しています。

令和3（2021）年11月28日スカウト教育推進会議承認

令和4（2022）年 2月 公示

令和4（2022）年 4月 1日施行

第4章 都道府県連盟

現行		改正		備考
県連盟コミッショナーの委嘱及び任務等 4-19	<p>県連盟コミッショナーは、県連盟理事会の議決を経て、連盟長が推薦し、日本連盟コミッショナーが理事長と協議して委嘱する。</p> <p>② 県連盟コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。</p> <p>③ 県連盟コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。</p> <p>(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。</p> <p>(2) 本運動の経験及び知識を有すること。</p> <p>(3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。</p> <p>(4) <u>コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー上級訓練課程を修了できる者であること。</u> (以降、条文省略)</p>	<p>県コミッショナーの委嘱及び任務等 4-19</p> <p>県コミッショナーは、県連盟の推薦を受けて、総コミッショナーが協議し、教育推進本部並びに本連盟理事会で承認のうえ、総コミッショナーが委嘱する。</p> <p>② 県コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は12月31日とする。</p> <p>③ 県コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。</p> <p>(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。</p> <p>(2) 本運動の経験及び知識を有すること。</p> <p>(3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。</p> <p>(4) コミッショナー任務別研修県連盟コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー任務別研修県連盟コミッショナー課程を修了できる者であること。 (以降、条文省略)</p>	条文改正	
県連盟副コミッショナーの委嘱及び任務等 4-20	<p>県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。</p> <p>③ 県連盟副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県連盟コミッショナーに準ずる。<u>ただし、研修歴については、コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程をコミッショナー基礎訓練課程と読み替えて適用する。</u></p>	<p>県副コミッショナーの委嘱及び任務等 4-20</p> <p>県副コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 県副コミッショナーは、県コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。</p> <p>③ 県副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程をコミッショナー基礎訓練課程と読み替えて適用する。</p>	条文改正	
団担当コミッショナーの委嘱及び任務等 4-21	<p>団担当コミッショナーは、県連盟コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。ただし、地区を置く場合は地区委員長と地区コミッショナーとの推薦による。</p> <p>② 団担当コミッショナーの推薦条件は、県連盟コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、<u>コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程を隊指導者上級訓練課程と読み替える。</u> (以降、条文省略)</p>	<p>団担当コミッショナーの委嘱及び任務等 4-21</p> <p>団担当コミッショナーは、県コミッショナーの推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。ただし、地区を置く場合は地区委員長と地区コミッショナーとの推薦による。</p> <p>② 団担当コミッショナーの推薦条件は、県連盟コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー任務別研修県連盟コミッショナー課程をコミッショナーベシクトレーニングと読み替える。 (以降、条文省略)</p>	条文改正	

第5章 地区

現行		改正		備考
地区コミッショナーの委嘱及び任務等 5-8	<p>地区コミッショナーは、県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。</p> <p>③地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。</p> <p>(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。</p> <p>(2) 本運動の経験及び知識を有すること。</p> <p>(3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。</p> <p>(4) <u>コミッショナー研修所</u>を修了した者又は就任後できるだけ速やかに<u>コミッショナー研修所</u>を修了できる者であること。</p> <p>(以降、条文省略)</p>	地区コミッショナーの委嘱及び任務等 5-8	<p>地区コミッショナーは、県コミッショナーと地区委員長との推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。</p> <p>③地区コミッショナーの推薦に当たっては、次のことを考慮する。</p> <p>(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。</p> <p>(2) 本運動の経験及び知識を有すること。</p> <p>(3) 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。</p> <p>(4) コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程を修了できる者であること。</p> <p>(以降、条文省略)</p>	条文改正
地区副コミッショナーの委嘱及び任務等 5-9	<p>地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。</p> <p>③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、<u>コミッショナー研修所</u>をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。</p>	地区副コミッショナーの委嘱及び任務等 5-9	<p>地区副コミッショナーは、必要に応じて地区コミッショナーと地区委員長の推薦により、県連盟理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。</p> <p>② 地区副コミッショナーは、地区コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行う。</p> <p>③ 地区副コミッショナーの任期、推薦条件等は、地区コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー任務別研修地区コミッショナー課程をウッドバッジ実修所と読み替えて適用する。</p>	条文改正

以上